

## あだち産業センター交流室管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、あだち産業センター条例（平成18年足立区条例第26号。以下「条例」という。）及びあだち産業センター条例施行規則（平成18年足立区規則第16号。以下「規則」という。）の規定に基づき、あだち産業センター交流室（以下「交流室」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、その管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (施設の使用要件)

第2条 交流室は、条例第1条に規定する目的に沿って行う交流活動のために使用することを原則とする。

- 2 前項のほか、区長が公益性を認めた事業を行う場合は、使用できるものとする。
- 3 第1項で定めた要件に適合する使用であっても、次の各号のいずれかに該当するときは使用できないものとする。
  - (1) 営利を目的とした販売行為、催事、事業等の会場として使用しようとするとき。
  - (2) 使用者の実態が一つの事業者であり、その事業者の独自事業又は単独事業を行うために使用しようとするとき。
  - (3) 使用内容が、施設の公益性を著しく損なうおそれがあると区長が認めるとき。
  - (4) 使用内容が、施設の規模又は機能を著しく超えると区長が認めるとき。
  - (5) その他、使用内容が適切でないと区長が認めるとき。

### (使用者の範囲)

第3条 条例第8条第1号又は第2号に該当する団体とは、次条の規定により、団体登録の承認を受けたものとする。

- 2 条例第8条第3号の区長が適当と認めるものには、区、公社等又は区が行う産業支援施策における支援対象者らが交流活動を行うために使用する場合の支援対象者らを含むものとする。

### (団体登録)

第4条 交流室を使用しようとする団体は、あだち産業センター交流室使用団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を区長に提出し、団体登録の承認を受けるものとする。

- 2 前項の団体登録の承認に必要な要件は、次の各号の全てに該当する団体とする。
  - (1) 複数の事業者等によって構成された団体であり、条例第1条に寄与する活動のために交流室を使用する団体であること。
  - (2) 団体（法人に限る。）の所在地又は団体（法人以外の団体に限る。）の代表者の所在地が足立区内にあること。
  - (3) 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
  - (4) 申請書に記載された交流室の使用内容が適正であること。
- 3 団体登録の有効期間は、登録の承認を受けた日から当該承認を受けた日の属する年度末

までとする。ただし、次項の規定に基づき団体登録の更新を受けることができる。

4 団体登録の更新を受けようとする団体は、有効期間内に新たに団体登録の申請を行うものとする。

5 団体登録の申請を行った団体は、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに区長に届出を行うものとする。

6 区長は、第2項で定めた要件に適合しないと認めたとき又は施設の維持管理上、問題が生じるおそれがあると認めたときは、団体の登録を取り消すことができる。

(使用申請)

第5条 第3条で定める登録団体が、規則第2条に基づく使用申請を行うときは、団体の代表者名で行うものとする。

2 使用申請者は、交流室の使用申込み後、使用の予定がなくなった場合は、速やかにその使用しないことを申し出なければならない。

(その他の備品の貸出し)

第6条 貸出施設を使用しようとするものは、貸出施設に備え付けられた備品又は什器のほか、備品等の貸出しを受けようとする場合は、使用申請を行うときに、あだち産業センター交流室備品使用申請書(様式第2号)により区長へ申請するものとする。

(使用者の行為の制限)

第7条 使用者は、交流室内では次の行為を行ってはならない。ただし、第2号及び第3号については、施設管理者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(1) 喫煙すること。

(2) 飲食すること。

(3) いす等の持込み、又は持出しをすること。

(4) 火気製品の持込み、又は使用をすること。

(5) 他室への入室、又は他階へ立ち入ること。

(6) 他の者の迷惑となる行為その他衛生上有害な行為をすること。

(原状回復)

第8条 使用者は、施設、付帯備品等を使用者の責において、毀損又は滅失したときは、書面により区長に届出を行い、原状回復に必要な責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、企業経営支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

付 則 (30足産企発第2560号 平成30年4月2日 産業経済部長決定)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則 (31足産企発第2471号 令和2年3月6日 区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## あだち産業センター交流室使用団体登録申請書

（提出先）

足立区長

あだち産業センター交流室の登録団体として承認願いたく、あだち産業センター交流室管理要綱第4条に基づき、以下のとおり団体登録を申請します。

なお、使用に当たっては、あだち産業センター条例、あだち産業センター条例施行規則及びあだち産業センター交流室管理要綱の規定を遵守します。

（フリガナ） 団 体 名	印
（フリガナ） 代 表 者 氏 名	印
所 在 地	〒 ー 足立区
連 絡 先	固 定 電 話 （      ） 携 帯 電 話 （      ） F A X 番 号 （      ）
事 業 内 容 （団体の主な活動内容）	
交流室の使用内容	（使用目的、主な開催事業、使用人数など）

## あだち産業センター交流室備品使用申請書

(提出先)

足立区長

(団体名)

(代表者名)

使用するものに ○をして下さい	使用する台数を 記入して下さい	備 品 名	数量	備 考

上記のとおり備品の使用申請を致します。

備品は区長の指示に従い適正に使用し、毀損又は滅失したときは、書面により直ちに区長に届出を行い、原状回復に必要な責任を負うものとします。